

改正

令和6年3月26日告示第30号

庄原市買物弱者対策支援事業補助金等交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高齢者、障害者等（施設等に入所している者を除く。以下「高齢者等」という。）の見守り活動を伴う移動販売を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）を交付し、日常生活に必要な食料品等の購入が困難な高齢者等を対象とした当該事業の継続を支援することにより、高齢者等の買い物に係る利便性の向上及び安心・安全な生活環境の確保を図るため、当該補助金等の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移動販売 商品を販売するための設備を備え付けた車両を使用し、日常生活に欠かせない食料品（精肉、鮮魚及び青果の内2品以上を含むものとする。）、日用雑貨品等の販売（特定の販売品目のみのもの、車内で調理加工した食品等を販売するもの、特定の世帯若しくは施設に訪問するもの又は商品のみを配達するものを除く。)

(2) 移動販売車 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、専ら移動販売に用いる車両

(3) 見守り活動 次のいずれにも該当する活動

ア 高齢者等の日常生活等の状況を確認するとともに、異常と思われる状況を発見した場合に係行政機関に連絡すること。

イ アに定める内容を実施する対象の高齢者等が属する世帯の数が、月に15以上であるもの

ウ 事業計画期間内において、アに定める内容を、イに定める世帯について月1回以上実施するもの

(補助対象者)

**第3条** 補助金等の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人、個人事業主若しくはNPO又は法人格を

有する自治振興区

(2) 移動販売を週2日以上行い、当該移動販売において見守り活動を行う者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 移動販売の実施に必要な資格等を有し、又は有する見込みがある者

(補助金等の種別)

**第4条** 本要綱に基づき交付する補助金等は、次に掲げるものとする。

(1) 移動販売車購入等補助金 移動販売車の購入又は更新に係る経費に対する補助金

(2) 高齢者等見守り活動奨励金 補助対象者が実施する見守り活動に対する奨励金

(補助対象経費等)

**第5条** 補助金等の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、交付額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

**第6条** 申請者は、庄原市買物弱者対策支援事業補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助対象経費の算出の根拠となる資料又は見積書

(3) 納税証明書（完納証明書）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金等の交付を決定したときは庄原市買物弱者対策支援事業補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは庄原市買物弱者対策支援事業補助金等不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(概算払い)

**第8条** 市長は、前条の規定により交付決定した後において、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を図る上で特に必要と認めるときは、前条の規定により交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）の申請に基づき、移動販売車購入等補助金に限り、交付決定額の範囲内において概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに庄原市買物弱者対策支援事業補助金等実績報告書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、庄原市買物弱者対策支援事業補助金等確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金等の交付を請求しようとするときは、庄原市買物弱者対策支援事業補助金等交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年3月31日までに、この告示により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日告示第30号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費等	交付額等
移動販売車購入等 補助金	移動販売車の購入又は更新に係る経費	補助対象経費の2分の1以内で、150万円を限度とする。ただし、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年以上継続して実施しなければならない。

<p>高齢者等見守り活動 奨励金</p>	<p>補助対象者が実施する見守り活動</p>	<p>中欄の活動の対象となった世帯の数に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、地域で開催されるサロン等の集まり場における世帯数の取扱いについては、別に定める基準による。</p> <p>(1) 15世帯以上 月額10,000円</p> <p>(2) 30世帯以上 月額15,000円</p> <p>(3) 40世帯以上 月額20,000円</p> <p>(4) 50世帯以上 月額30,000円</p>
--------------------------	------------------------	--

備考 上記交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

様式 (省略)